

別表（第2条及び地方独立行政法人さんむ医療センターの保有する個人情報の開示等の手続に関する規程第14条、第17条関係）

種類	区分	単位	金額	設備	備考	種類	区分	単位	金額	
保険外併用療養費(特別療養環境室使用料)	個室(1人)	1日	A病棟 8,800円 6,600円 B病棟 8,800円 6,600円 トイレ付 5,500円 回復期リハビリテー ジョン病棟 8,800円 6,600円 トイレ付 地環包括ケア病棟 8,800円 6,600円 トイレ付 かんわケア病棟 8,800円 6,600円 トイレ付	山武市の住民以外に於いては、各特 別療養環境室使用 料に1,100円を 加えた額とする。		特殊診断書2 生命保険給付用診断書 裁判用診断書 自動車損害賠償責任保険診断書 回答書 老人ホーム等施設入所用診断書 持参した様式が複雑な健康診断書	1通につき		5,500円	
						特殊診断書3 賃貸年金用診断書 身体障害者手帳交付用診断書 後遺障害診断書	1通につき		7,700円	
						特殊診断書4 死体検査書 自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	1通につき		11,000円	
						支払証書1 税金控除・高額療養費申請用等証明書 (複雑なもの) その他軽易な医療費証明書	1通につき		2,200円	
						支払証書2 税金控除・高額療養費申請用等証明書 (複雑なもの) その他複雑な医療費証明書	1通につき		1,100円	
						支払証書3 母子・父子家庭等医療費給付に係る証明 乳幼児医療費計算書に係る証明 重度障害者医療費給付に係る証明	1通につき		2,200円	
						歯科材料費 金属床義歯(総義歯) 金属床義歯(部分床義歯) チタン床義歯(総義歯) チタン床義歯(部分床義歯) 磁性アタッチメント 保定期装置(保限装置)	1床につき		275,000円	
						歯科インプラント(前歯部) 歯科インプラント(臼歯部) 陶材焼付前装冠(メタルボンド) ハイブリッドセラミック(前装冠) ハイブリッドセラミック(インレー) ゴールド(20K)(全部焼造冠) ゴールド(20K)(インレー) 仮歯	1歯につき		220,000円	
						歯科インプラント(前歯部) 歯科インプラント(臼歯部) 陶材焼付前装冠(メタルボンド) ハイブリッドセラミック(前装冠) ハイブリッドセラミック(インレー) ゴールド(20K)(全部焼造冠) ゴールド(20K)(インレー) 仮歯	1歯につき		660,000円	
						歯科インプラント(前歯部) 歯科インプラント(臼歯部) 陶材焼付前装冠(メタルボンド) ハイブリッドセラミック(前装冠) ハイブリッドセラミック(インレー) ゴールド(20K)(全部焼造冠) ゴールド(20K)(インレー) 仮歯	1歯につき		550,000円	
産業使用料 および手数料			賃費費 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院待食事療養費に関する食事療養、入院待生活療養費による生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者の食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の規定により算定した額。	1点	10円					
			指定宿泊サービスによる費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定宿泊介護施設に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)及び厚生労働大臣が定める単位の算定(平成12年厚生省告示第22号)の規定により算定した額。	1単位	10,21円					
			自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる診療。			療養費の規定により算定した額に2を乗じて得た額とする。				
			健康診断・一般検診			点数表により算定した点数に1点単価10円を乗じて得た額。				
			分娩料	時間内 時間外 休日 深夜 吸引 死産 帝王切開分娩介助料	単胎の場合 265,000円 265,000円 265,000円 280,000円 275,000円 220,000円 225,000円					
			妊娠婦入院料	分娩前 分娩後 時間外加算	6,500円 17,500円 2,300円	診察券再交付手数料 診察券再交付手数料	1枚につき 1枚につき	1枚につき 330円	165円	
			妊娠婦検診料	初回の場合 2回目以降	5,500円 5,000円	診療記録表示手数料	1枚につき		330円	
			産科超音波検査	1回につき	2,500円	診療記録表示手数料	1枚につき		33円	
			新生児介捕料	1回につき	14,000円	診療記録の書き費用 日本工業規格A3列3番までの用紙片面 エックス線フィルム等の複写費用	1枚につき		880円	
			新生児基本管理料	1回につき	12,000円	半切	1枚につき		770円	
母子手当料			聴性発育反応検査	1回につき	8,500円	大角切	1枚につき		550円	
			胎盤処理手数料	1件につき	3,000円	大切	1枚につき		440円	
			母子ショートスターイ	単胎の場合 多胎児加算	22,000円 3,000円	四切以下	1枚につき		1,100円	
			母子ティケア	単胎の場合 多胎児加算	1回につき 5,000円 2,500円	電磁的記録で、磁場の媒体に複写したもの ※上記金額に開示基本手数料を加えた額	1枚につき		880円	
			母乳外来	1回につき	3,300円	診療記録表示のための医師説明面談料	3分毎		5,500円	
			リング挿入術手技料	FD-1 ミレーナ	33,000円 55,000円	施設等使用料	1枚につき		110円	
			リング抜去術手技料	1回につき	11,000円	付添費専用料 付添ペット使用料	1枚につき		110円	
			人工妊娠中絶	12週未満(日帰り) 12週以降(2泊3日)	66,000円 445,500円	機械、医療機器及び施設使用料	1枚につき		231円	
			人間ドック	1回	49,500円	理事長が別に定める額				
			脳ドック	1回	49,500円	付添費代	1枚につき		132円	
人間ドック			人間ドック	脳検査(MRI・MRA) 認知機能検査(年齢60歳以上) 骨密度検査 子宮がん検査(頸部・エコー) 子宮がん検査(体部) 前立腺検査(PSA) 乳房検査 ピロリ菌検査 マッサージ	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件	44,000円 11,000円 3,960円 5,500円 5,500円 3,300円 4,950円 4,400円 1,100円	文書及び図面で、電子複写機による出力 (日本工業規格A3列3番までの片面) 文書及び図面で、プリンタによる出力(日本工業規格A3列3番までの片面) エックス線フィルム等の複写費用	1枚につき		110円
			予防接種	理事長が別に定める額		半切	1枚につき		880円	
			長期入院料	保険外併用療養費	診療報酬点数表による通算対象入院料の基本 点数を厚生労働大臣が定める事項により計算 した額に消費税を加えた額	大角切	1枚につき		770円	
			普通診断書1		1通につき	大切	1枚につき		550円	
			文書料	当院様式による診断書 持参した様式が当院様式と同等の健康 診断書 特定疾患申請用診断書 交通事故共済見舞請求書 出産育児一時金申請用診断書 鉄砲等の免許に関する診断書 千葉県市町村交通災害給付金用診断書 雇用保険受給に関する診断書 妊娠證明書 出生證明書 入院證明書 通院證明書 おむすび證明書		4,400円	四切以下	1枚につき	440円	
			普通診断書2		1通につき	電磁的記録で、磁場の媒体に複写したもの ※上記金額に複写料を加えた額	1枚につき		1,100円	
			出産證明書			※上記金額に複写料を加えた額	1枚につき		1,100円	
			死産證明書		1通につき	※上記金額に複写料を加えた額	1枚につき		7,634円	
			普通診断書3		1通につき	※上記金額に複写料を加えた額	1枚につき		9,163円	
			軽易な證明書等			※上記金額に複写料を加えた額	1枚につき		実費相当額	
文書料			特殊診断書1		1通につき	個人情報顯示手数料(カルテ開示以外)	1枚につき		300円	
			死因診断書			文書、図面 写しの交付(白黒のとき)	1枚につき		10円	
			福祉手当支給診断書			写しの交付(カラーのとき)	1枚につき		20円	
			デイサービス等利用見習書			紙に出力したものの交付(白黒のとき)	1枚につき		10円	
			普通診断書2		1通につき	紙に出力したものの交付(カラーのとき)	1枚につき		20円	
			普通診断書3		1通につき	CD-Rに複製したものの交付	1枚につき		100円	
医療機関			写し送付			写しの送付に要する実費				
			※カルテ開示以外の保有個人情報の表示に係る法人文書の写しを交付する場合は、日本産業規格A3、A4、B4、B5の用紙を用いるものとする。							
			※1枚の用紙に両面複写をした場合の費用に於いては、2枚として計算し、カラーリについては、両面複写を行わない。							
医療機関			※医療機関等の写しの作成者を委託した場合の費用に於いては、その料金の2倍とする。							
			※電磁的記録媒体に複写したものを交付する場合において、病院が適当と認める電磁的記録媒体を申附請求者が持参したときは、無料とする。							
			【備考】							
医療機関			消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除き、この表により計算した使用料・手数料の額は、消費税額を含むものとする。							